

大和市告示第51号

大和市屋内こども広場保育室一時預かり事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市屋内こども広場保育室一時預かり事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の届出を義務づけられた認可外保育施設のうち、大和市屋内こども広場条例（平成26年大和市条例第13号）別表に規定する保育室において実施する一時預かり事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、一時預かり事業実施要綱（平成27年7月17日雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時預かり事業の実施について」別紙）第4項第6号に掲げる地域密着Ⅱ型の一時預かり事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要な経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成28年11月7日次育第542号神奈川県知事通知「平成28年度神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱等の制定について」別紙）別表一時預かり事業（別添11）、一時預かり事業（一般分）の項3基準額の欄第1項第1号ア(ア)②の表に定める基準額（同号エに規定する加算の適用がある場合は、当該額に同号エに定める額を加算した額）、補助対象経費の実支出額又は総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のうち最も低い額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、別に定める日までに規則第4条に規定する補助金交付申請書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請をするに当たり、消費税及び地方消費税を補助対象経費とす

る場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請するとともに、その計算方法、積算の内訳等を記載した書類を提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の請求等）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、一時預かり事業費補助金請求書により市長に請求しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第10条の規定による提出は、翌年度の4月3日（規則第8条第2項の規定による通知を受けた場合は、補助事業の計画を変更した日から15日を経過した日）までに市長に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第8条 補助事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、前条第1項の書類を提出した後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の1支部、1支社、1支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による報告の後に、速やかに当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

（書類の整備）

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了する日の属する市の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

（様式）

第10条 この要綱の規定により使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定め

る。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	一時預かり事業費補助金請求書	第6条
第2号様式	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書	第8条